

総務文教委員長報告

総務文教委員長 浜 盛幸

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第 38 号 専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について）」ほか議案 2 件であります。

当委員会は、6 月 12 日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案 1 件については承認、議案 2 件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第 38 号 専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について）」は、令和 7 年度税制改正において、大学生年代の子に係る特別控除が創設されるなどの地方税法の改正が行われたことから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、軽自動車税の改正に関して、市内の課税対象となっている原動機付自転車の台数の推移について質疑があり、理事者からは、総排気量が 50 cc 以下の原動機付自転車については、令和 5 年度は 2,193 台、令和 6 年度は 2,125 台、令和 7 年度は 2,034 台となっており、減少傾向にある、との説明がありました。

次に、委員からは、固定資産税のマンション管理手続きの簡素化に関して、市内の対象となる特定マンションの棟数について質疑があり、理事者からは、23 棟あり、昭和 58 年に建築されたものが最も古い、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認いたしました。

次に、「議案第 41 号 鳴門市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」は、政令の改正に伴い、消防団員への退職報償金に係る勤務年数区分に、新たに 35 年以上の区分が追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、勤務年数 35 年以上に該当する消防団員はいるのか、との質疑があり、理事者からは、令和 7 年度時点で 30 人が該当している、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 42 号 鳴門市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、政令の改正に伴い、消防団員等に係る傷病補償年金等の補償基礎額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、自主防災会の会員にもこの条例による消防団員への補償のような制度はあるのか、との質疑があり、理事者からは、消防作業従事者などに該当する場合は、本条例による補償の対象となる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。